

教育委員会定例会事項書

令和2年2月13日(木)

13:30～ 教育委員室

1 開会宣言

議事録署名者 大 森 委 員

2 前回定例会審議結果の確認(別紙参照)

3 議 題

議案第 69 号 教育委員会関係行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則案

議案第 70 号 職員の懲戒処分について

議案第 71 号 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例案

4 閉会宣言

前回定例会の審議結果

1 日時

令和2年2月3日(月)

開会 9時30分

閉会 10時31分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 廣田教育長、森脇委員、黒田委員、原田委員

欠席者 大森委員

議事録署名者 森脇委員

4 採択議案の件名

議案第59号 三重県指定文化財の指定について

議案第60号 公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案

議案第61号 三重県職員定数条例の一部を改正する条例案

議案第62号 三重県手数料条例の一部を改正する条例案

議案第63号 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第64号 三重県文化財保護条例の一部を改正する条例案

議案第65号 損害賠償の額の決定及び和解について

議案第66号 三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案

議案第67号 令和2年度三重県一般会計予算について

議案第68号 令和元年度三重県一般会計補正予算(第8号)について

5 請願陳情の付議の結果

該当なし

6 諸般の報告

報告1 訴えの提起にかかる専決処分について

報告2 令和2年度三重県立学校実習助手採用選考試験及び令和2年度三重県立特別支援学校理療科教員採用選考試験の結果について

7 その他会議において必要と認めた事項

該当なし

議案第69号

教育委員会関係行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和2年2月13日提出

三重県教育委員会教育長 廣田 恵子

提案理由

教育委員会関係行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

教育委員会関係行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則案

教育委員会関係行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成二十八年三重県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第一（第二条関係）		別表第一（第二条関係）	
区分	事務	区分	事務
一 条例別表 第一の四の 項の三重県 教育委員会 規則で定め る事務	(略)	条例別表第一 の二の項の三 重県教育委員 会規則で定め る事務	(略)
二 条例別表 第一の五の 項の三重県 教育委員会 規則で定め る事務	一 高等学校等（高等学 校等就学支援金の支 給に関する法律（平成 二十二年法律第十八 号。以下この項におい て「就学支援金法」と いう。）第二条に規定 する高等学校等をい う。以下この項及び次 項において同じ。）を 退学し、再び県立の高 等学校で学び直す生 徒又は学生に対する 就学支援金（就学支援 金法第三条第一項に 規定する就学支援金 をいう。）に相当する 額の支援金に係る受 給資格の認定の申請 の受理、その申請に係		

	する事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 二 前号の申請を行う者の保護者等（就学支援金法第三条第二項第三号に規定する保護者等をいう。次項において同じ。）の収入状況に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
三 条例別表第一の六の項の三重県教育委員会規則で定める事務	県立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）に在籍する生徒又は学生の保護者等に対する授業料以外の教育に必要な経費の負担軽減を図るための給付金に係る支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

附 則

この規則は、令和二年三月一日から施行する。

教育委員会関係行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正に伴い、規定を整備する。

2 改正内容

行政手続における個人番号の利用等について、県立高等学校学び直し支援金の支給に関する事務及び県立高校生等奨学給付金の支給に関する事務の内容を定める。

(1) 県立高等学校学び直し支援金の支給に関する事務

ア 受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

イ 収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

(2) 県立高校生等奨学給付金の支給に関する事務

県立高校生等奨学給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

3 施行期日

令和2年3月1日

(参考：経緯等)

- 1 個人番号を利用できる事務は、個人番号法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）で定められており（法定事務）、授業料に充当するための就学支援金^{※1}に関する事務が含まれ、個人番号を利用し、所得要件を把握することとしている。
- 2 学び直し支援金^{※2}・奨学給付金^{※3}は、就学支援金と同様に所得要件を満たす必要があることから、保護者の利便性向上等を考慮し、両事務にも個人番号制度を導入する。
- 3 上記学び直し支援金・奨学給付金については、個人番号法で定められておらず、個人番号を利用する場合には、独自利用事務として規定するための条例及び規則の改正が必要となる。
- 4 独自利用事務として個人番号の利用を開始するにあたっては、国の「個人情報保護委員会」に届出を行う必要があり、令和2年3月に事務を開始するために、令和元年9月5日の教育委員会定例会で可決の上、県議会において令和元年10月18日に条例の議決を得ている。
- 5 条例において、具体的な事務の内容は規則で定めることとなっているため、今般、規則改正を行うものである。

※1 就学支援金

教育費の負担を軽減するため、所得要件（住民税所得割額）などを満たす世帯に属する高校生等を対象に、授業料に充てる就学支援金を支給（県立高校は授業料と相殺）

※2 学び直し支援金

就学支援金は正規の修業年限を超過すると支給されないが、中途退学した者が別の高校等で学び直す場合に、授業料に充てる学び直し支援金を支給（県立高校は授業料と相殺）

※3 奨学給付金

授業料以外の教育に必要な経費を支援するため、高校生等がいる生活保護世帯及び住民税所得割非課税世帯の保護者を対象に奨学給付金を支給